

遺族である大久保恵美子さんが、精神的援助の必要性を強く訴えられたのを契機として、翌平成4年3月、東京医科歯科大学難治疾患研究所に「犯罪被害者相談室」が開設され、我が国初の民間被害者支援団体による支援活動がスタートしました。

それから20年余が経過した平成25年3月末現在、民間被害者支援団体の傘団体である「認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク（平成8年5月設立）」（以下「ネットワーク」という。）に加盟する民間被害者支援団体は48団体で、47都道府県全てに設立（北海道は2団体）されており、犯罪被害者やその御家族・御遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対する電話相談や面接相談、検察庁や裁判所への付き添い支援等の様々な支援活動が行われています。

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を取り戻すことができるようにするためには、被害発生直後から中長期にわたって、犯罪被害者等が希望する場所で、多様なニーズに応じた支援を途切れることなく受けられるようにしなければなりません。また、犯罪被害の直後から犯罪被害者等の支援に当たる警察と、警察等の公的機関では十分に対応できない個々の犯罪被害者等の事情に即したきめ細かな支援を継続的に実施することができる民間被害者支援団体が、緊密に連携することが極めて重要です。

そのため、平成14年1月、「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された非営利法人であって、その都道府県内において犯罪被害者支援活動を適正かつ確実に行うことができる」と認められる団体を都道府県公安委員会が「犯罪被害者等早期援助団体」として指定する制度が制定されました。平成25年3月末現在、ネットワークに加盟する民間被害者支援団体のうち44団体が、犯罪被害者等早期援助団体として指定されています。

そして、制度の制定から10年余が経過した平成24年6月、これら犯罪被害者等早期援助団体をはじめ、電話相談や面接相談等を行っている犯罪被害相談員の方々や、検察庁や裁判所への付き添い支援等を行っている犯罪被害者直接支援員の方々の中で、多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められるの方々等に対して、警察庁長官とネットワーク代表者とが連名表彰等を行う「犯罪被害者支援功労者・功労団体表彰等」の表彰制度が、警察庁とネットワークとによって設けられました。

平成24年9月28日（金）、東京都千代田区「イイノホール」において開催された「全国犯罪被害者支援フォーラム2012」の第一部では、その記念すべき第1回目の表彰式が行われ、次の方々为荣えある各賞を受賞されました。

まず始めに、犯罪被害者支援功労者表彰の「犯罪被害者支援栄誉章」の表彰が行われました。この表彰は、原則として10年以上犯罪被害者支援活動に御尽力され、特に顕著な功労があったと認められる犯罪被害相談員等の方々に授与される表彰で、次の4名の方々が受賞されました。

- ・ 社団法人秋田被害者支援センター  
佐々木 桂子 さん
- ・ 公益社団法人みやぎ被害者支援センター  
遠藤 和子 さん
- ・ 公益社団法人いばらき被害者支援センター  
森田 ひろみ さん  
石川 葉子 さん



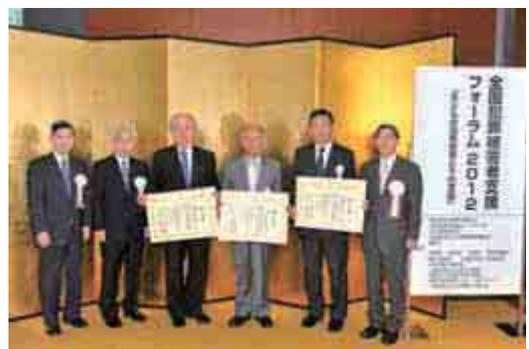
次に、「犯罪被害者支援特別栄誉章」の表彰が行われました。この表彰は、原則として15年以上犯罪被害者支援活動に御尽力され、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等の方々に授与される表彰で、次の3名の方々が受賞されました。

- ・ 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター  
宮井 久美子 さん
- ・ 公益社団法人みやぎ被害者支援センター  
大場 精子 さん
- ・ 公益社団法人被害者支援都民センター  
望月 廣子 さん



次に、「犯罪被害者支援功労団体表彰」が行われました。この表彰は、民間被害者支援団体として10年以上犯罪被害者支援活動に尽力し、かつ、犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けてから5年以上が経過し、顕著な功労が認められる団体に授与される表彰で、次の3団体が受賞されました。

- ・ 公益社団法人被害者支援都民センター
- ・ 公益社団法人いばらき被害者支援センター
- ・ 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター



最後に、平井紀夫ネットワーク理事長から感謝状が贈呈されました。この感謝状は、ネットワーク又は犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害者支援活動等に関し、多大な協力や支援を行われた個人又は団体に贈呈されるもので、次の4名の方々と1団体が

受賞されました。

・ 静岡県静岡市

木宮 明恵 さん

・ 静岡県静岡市

川村 恵美子 さん

・ 神奈川県川崎市

穂積 隆信 さん

・ 東京都練馬区

星野 宏一 さん

・ 東京光が丘ライオンズクラブ さん



犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成16年12月、犯罪被害者等基本法が制定されました。これにより、国の責務、地方公共団体の責務及び国民の責務が定められ、関係機関の連携協力による効果的な犯罪被害者支援活動が義務付けられるとともに、政府における犯罪被害者等基本計画の策定がスタートし、現在、平成27年度末を目途とする「第2次犯罪被害者等基本計画」に基づく諸対策が推進されているところです。

そのような中、警察等の公的機関では十分に対応することのできない個々の犯罪被害者等の事情に即したきめ細かな犯罪被害者支援活動を、犯罪発生の直後から中長期的にわたって途切れることなく実施することができる「犯罪被害者等早期援助団体」に対する国民の期待は高まっています。

この度新設された表彰制度を契機として、犯罪被害者等早期援助団体における支援活動が、一層充実強化されることが期待されています。

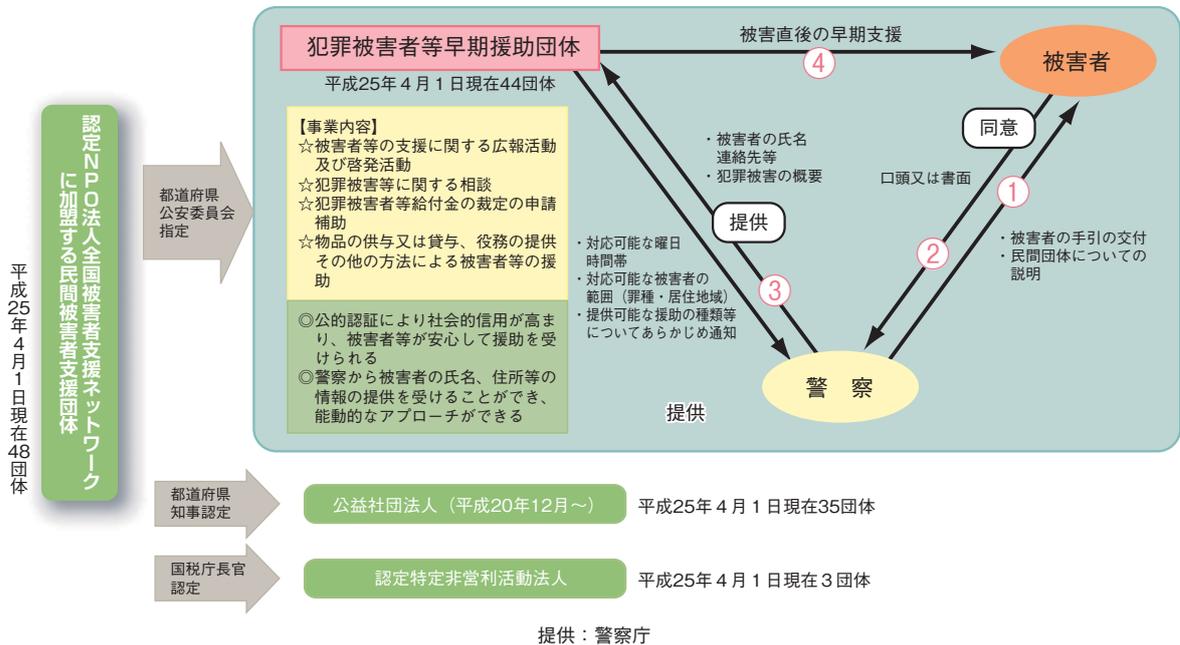
(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導  
【施策番号213】

民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体として、都道府県公安委員会が「犯罪被害者等早期援助

団体」(平成25年4月1日現在、44団体)を指定しており、警察においては、犯罪被害者等に対して適正かつ確実な支援を行うために必要となる支援体制や情報管理体制、職員に課される守秘義務などについての情報提供や必要な助言など適切な指導を行っている。

犯罪被害者等早期援助団体制度

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定する制度



第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進(基本法第20条関係)

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号214】

文部科学省において、学校・地域の実情などに応じた多様な道德教育を支援するため、道德教材の活用をはじめ、道德教育の充実のための外部講師派遣、保護者・地域との連携など自治体による多様な事業への支援を行う「道德教育総合支援事業」を実施しており、生命を大切に作る心を育成する道德教育の一

層の推進を図っている。また、内閣府が作成している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ホームページ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322248.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322248.htm))においても紹介している。さらに、児童の豊かな人間性や社会性を育むため、小学校における3泊4日以上での自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援している。